

資料3 昭和62年7月23日 法人化申請（齊藤十朗厚生大臣）

本件は、整備師業務正常化活動にあたり「法人の大事」に鑑み申請で、特に注意すべきは「平成元年11月14日申請」以前の申請の意味です。

これに対し、厚生省の申請拒否の口実がくり返され、その裏に社団日整と呼応して妨害の判明です。社団日整の厚生省認可申請より2年4月前の申請です。

昭和62年7月23日

厚生大臣 齋藤十朗 殿

東京都足立区綾瀬1丁目32番8号

厚木ソシアルビル3F

協同組合日本接骨師会

東京都葛飾区立石8丁目4番13号

登 山 勲



中小企業等協同組合設立認可申請書

中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により、中小企業等協同組合の設立の認可を受けたいので、別紙の定款その他の必要書類を添えて申請します。